

令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

**【憲 法】**

以下は架空の事例である。

19XX 年代、時代は高度経済成長期にあった。その当時、女性の職場進出が本格化していたものの、企業は一般的には時間や体力の点で融通の利く労働者として、男性を重宝していた。

X（女性）が勤めている Y 会社にも、そのような傾向があり、給料や能力評価において女性を低く扱うことはないものの、就業規則上、定年年齢が明らかに違っていた（男性 60 歳、女性 55 歳）。これは、古くからの慣行が続いており、労働時間や体力の面で、男性の方が女性よりも優れているからという理由であった。

X は、54 歳となり、定年まであと 1 年となった。その際に、周りの同年代の男性、女性を見回すと、性別による体力面の差は顕著には見られず、差があるとしてもそれは個人に由来するような印象であった。X は、Y 会社の就業規則に疑問を持ち、訴訟を提起することとした。

問 1 本事例において、X の憲法上の権利が民間企業と従業員の間でも適用されるべきだ、という主張をするためには、どのような前提が必要か。学説を踏まえて論じよ。【40 点】

問 2 X は、Y 会社に対し、どのような憲法上の主張をすることができるか。また、その帰結として、裁判所はどのような判断をすると考えられるか。【40 点】

以 上

## 【刑 法】

次の【事例】における甲・乙の罪責について、事実を挙げながら論じなさい。

### 【事例】

- 1 甲は、自分によく従い、弟分として面倒を見ている乙のために、知人のVに対し、乙の住む手ごろな部屋を探すよう依頼したが、何度か催促したにもかかわらず一向に話が進まないことに腹を立て、Vに暴力をもって制裁を加えようと考えた。そして、乙に対し、「Vに直談判しに行こう。」と提案したところ、乙が承諾したので、他日、2人でV方に赴くことになった。
- 2 甲および乙は、某日、乙の運転する車でV方に赴き、同日午前10時頃、まず乙が、その後間もなく、甲がV方に入った。このとき、甲は、Vから金品を奪ってやろうと思っていたが、乙にはそのようなことは告げなかった。甲は、Vに対し、「なぜ電話に出ないのか。なぜ部屋を見付けてやらないのか。」などと言って、ナイフ様のものを突き付けるとともに、その顔面に拳で殴りかかった。乙は、これを見て意外には思ったものの、自分も腹立たしく思っていたので、止めることはしなかった。甲に殴られたVは、床にうつぶせに倒れこんだ。甲は、倒れているVに対し、さらに陶製の灰皿で後頭部等を殴りつけた。これにより、Vは、後頭部等に傷害を負った。
- 3 その後同日10時20分頃になると、甲は、乙に対し、Vの両手首を粘着テープで緊縛するように指示したので、乙は、これに従いVを粘着テープにより緊縛した。すると、甲は、Vに対し、金品を要求した。乙は、このときになって初めて、甲がVから金品を奪うつもりであることを察知した。
- 4 甲の要求に対し、Vが「金はない」と言うと、乙は、すかさず、うつ伏せになっていたVの背後から、首筋にナイフを当てながら、「動く死ぬぞ。」と言い、Vは身動きしないでおとなしくしていた。
- 5 そして、甲は、乙に金目のものを探すように指示し、乙は、指示に従ってV方居室内を物色したところ、腕時計、キャッシュカード、クレジットカード、バッグを見つけたので、これらを甲に渡した。その翌日、甲は、Vから奪ったもののうち、キャッシュカードやクレジットカードを取り、乙は、甲から、腕時計2個とバッグを受け取り、そのうちの腕時計1個は実際に使用していた。

以 上